

社会福祉法人京都白百合保育園
役員報酬等規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人京都白百合保育園（以下「法人」という。）の役員に対する報酬及び費用の弁償（以下「報酬等」という。）について事項を定め、適正な事務運営を図ることを目的とする。

(支給金額等)

第2条 役員等に支給する報酬等は、次のとおりとする。

- (1) 報酬は、理事会出席1回につき壹萬円を支給する。
- (2) 費用の弁償は、理事会出席1回につき、壹萬円を支給する。（タクシー代を含む）
- (3) その他の用務で出張した場合は、要した交通費・諸経費等を支給する。

附 則

この規定は、平成22年 4 月 / 日から施行する。